

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

政府首相
No : 1556/QĐ -TTg 号

ベトナム社会主義共和国
独立-自由-幸福

ハノイ、2012年10月17日

裾野産業分野における中小企業育成の補助に関する提案を批准する決定

2001年12月25日付け政府組織法に基づき、

中小企業育成の補助に関する2009年6月30日付政令第56/2009/ND-CP号の実施にかかる2010年5月5日付決議第22/NQ-CP号に基づき、

裾野産業の育成政策に関する2011年2月24日付政府首相決定第12/2011/QĐ-TTg号に基づき、

商工省大臣の提案を検討し、

政府首相は以下の内容を決定した。

第1条 以下の主な内容に従って、裾野産業分野における中小企業育成の補助に関する提案を批准する。

1. 2020年までの裾野産業分野における中小企業育成の補助に関する理念、方向性、目標

① 裾野産業分野における中小企業育成の補助に関する理念

- a) 裾野産業分野における中小企業を発展させるために、全ての経済セクターの資力、特に外国投資を大々的に誘致する。
- b) 裾野産業分野における中小企業が多国籍経済構造の生産網に参入できるよう中小企業を育成する。
- c) 国内の人材力及びその他の戦力を活かした裾野産業分野における中小企業を育成する。
- d) 裾野産業分野における中小企業を育成し、その企業の競争力を引き上げる。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

② 2020年までの裾野産業分野における中小企業育成の補助に関する方向性

- a) 裾野産業分野における中小企業が集中する地域においてその中小企業を育成する。
- b) 中小企業に対する育成優遇策及び裾野産業の育成に関する政策を効果的に実施して裾野産業分野における中小企業を発展させる。

③ 開発目標

2020年までの裾野産業分野における中小企業育成は以下の内容を目標とする。

- a) 裾野産業分野における中小企業の数をやや速やかに増加させるとともに能力の向上を図り、中小企業が製造業各分野において国内調達率 50%を供給できるよう目指す。
- b) 裾野産業分野における中小企業数 2,000 社を目標とする。

2. 実施対策

① 裾野産業分野における中小企業に対する政策、制度

- a) 裾野産業分野における中小企業が集中する地域に対する政策を制定する。裾野産業専用工業団地、その他の専用工業団地に対する基準及び優遇政策の枠組みを公布する。
- b) 裾野産業を体系化する。統計総局による技術的な業種別、登録業種別の分類、および税関・税務制度別による分類など、裾野産業に関する全ての分野を体系的に分類する。
- c) 部品、付属品の品質管理システムを構築する。裾野産業分野に関する国際基準、ベトナム市場における多国籍経済団体の基準を参考にした上で、裾野産業分野における中小企業に対する補助のベトナムの基準を制定する。
- d) 裾野産業分野における中小企業に対する優遇、奨励

裾野産業の育成政策に関する 2011 年 2 月 24 日付政府首相決定第 12/2011/QĐ-TTg 号、裾野産業の育成優先対象製品一覧に関する 2011 年 8 月 26 日付政府首相決定第 1438/2011/QĐ-TTg 号及びその他の関連法令に従うものとする。また、裾野産業の製品の生産案件の事業主である中小企業に対する特別な優遇、奨励を与える。

e) 財政

ベトナム開発銀行は、裾野産業分野における中小企業に対し資本借り入れの条件を定める。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

② 裾野産業分野における中小企業に対する補助プログラム、案件の実施

- a) 中小企業向け裾野産業の生産技術を普及させるプログラム。
- b) 中小企業がベトナムでの製造分野における多国籍経済団体のサプライヤーになれるよう補助するプログラム。
- c) 中小企業が生産管理システムを運用できるよう補助するプログラム。
- d) 裾野産業分野における中小企業に対する人材育成の補助プログラム。
- e) 裾野産業に関するデータベースの作成及びウェブサイトを開設するプログラム。

(各プログラムの詳細内容は本決定の付録のとおりである)

第2条 実施

1. 商工省は、裾野産業分野における中小企業育成の補助に関する活動の展開を主導し、実施する。
2. 計画投資省は、裾野産業分野における中小企業が集中する地域に対する政策の枠組みの作成を主導する。
3. 科学技術省は、この提案（裾野産業分野における中小企業育成の補助に関する提案）を実施するために、国家技術の刷新及び品質・能率のプログラムの予算を執行する。計画投資省は、中小企業の育成の補助の予算を執行する。
4. 商工省、計画投資省、科学技術省は、裾野産業分野における中小企業育成の補助に関する提案の義務に基づき、年間予算を編成し、財務省へ提出する。
5. 各省大臣、省に相当する機関の長、政府に属する機関の長、各省の人民委員会、中央直轄都市の人民委員会、関連機関の最高責任者は、管轄範囲内で本決定の詳細ガイドラインを定め、執行する責任を負う。
6. 裾野産業分野における中小企業、ベトナム中小企業協会は、本決定の内容を速やかに展開し、執行する責任を負う。

第3条 本決定は署名日に発効する。

第4条 各省大臣、省に相当する機関の長、政府に属する機関の長、各省・中央直轄都市の人民委員会委員長、関連機関は責任をもって本決定を執行する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

宛先:

- ・ 共産党中央書記局
- ・ 首相、各副首相
- ・ 各省、省に相当する機関、政府直轄機関
- ・ 汚職防止中央指導委員会
- ・ 各省・中央直轄市人民委員会・人民評議会
- ・ 党中央事務所、各委員会
- ・ 共産党書記長事務所
- ・ 国家主席事務局
- ・ 民族評議会、国会の各委員会
- ・ 国会事務局
- ・ 最高人民裁判所
- ・ 最高人民検察庁
- ・ 国家会計監査
- ・ 国家財政監査委員会
- ・ 社会政策銀行
- ・ ベトナム開発銀行
- ・ ベトナム祖国戦線中央委員会
- ・ 各団体の中央機関
- ・ 企業の育成及び改善の指導委員会
- ・ ベトナム商工産業所
- ・ ベトナム農協連合
- ・ 政府官房：担当大臣、各副担当者、政府情報アシスタント、政府ウェブサイト、所属する各部局、単位、公報

- ・ 保管：書類管理部、企業改善部（3部）

首相代行

副首相

ホアン チュン ハイ

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

付録

裾野産業分野における中小企業の育成の補助に関する提案を実施するための義務、プログラム、案件 (2012年10月17日付政府首相の決議第1556/QD-TTg号と共に制定する)

1. 裾野産業分野における中小企業育成の政策の枠組みに関する制定予定の法令一覧

改正する予定の法令	改正目標、改正・追加内容、企業の困難の解決方法	主導機関、実施時期(予定)
1. 裾野産業の育成政策に関する2011年2月24日付政府首相決定第12/2011/QD-TTg号	実施状況に基づいた改正、追加	商工省、政府官房
2. 裾野産業の育成優先対象製品一覧に関する2011年8月26日付政府首相決定第1438/2011/QD-TTg号	実施状況に基づいた改正、追加	商工省、政府官房

2. 中小企業に対する優遇、奨励政策

中小企業に対する優遇、奨励政策	政策の目標、企業の困難の解決方法、政策の主な内容	主導機関、実施時期(予定)
1. 裾野産業分野における中小企業が集中する地域(裾野産業専用工業団地、その他の専用工業団地)に対する優遇政策の枠組	税務、用地に関する優遇	計画投資省、政府官房
2. 裾野産業分野における中小企業に対する資本借入れ条件に関する規定	借入れ機会の引き上げ	ベトナム開発銀行

3. 中小企業育成の補助に関するプログラム、案件

1. 中小企業向け裾野産業の生産技術を普及するプログラム		
a	概要	ベトナム企業は長い歴史においてワンストップ生産の習慣を持つ。このプログラムはベトナムにおける裾野産業の生産技術及び生産工程についての概要を説明するプログラムである。
b	目標	裾野産業に参入可能な技術を有する中小企業及び裾野産業に興味を持つ中小企業に呼びかける。 2000社の参加を目標とする。
c	対象	金属加工、電気・電子、樹脂、ゴム等の分野において相当な能力を有する中小企業。
d	主な活動	裾野産業の生産に関する知識の普及。 裾野産業の生産工程、契約の制度、顧客にアクセスする方法、裾野産業の

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

		製品の基準に関して教育する。 ベトナムにおける裾野産業の生産技術及び生産工程について紹介する。 裾野産業に参加したサプライヤー、組立業者との商談を行う。
d	主導及び協力機関	商工省、科学技術省
e	時期	2013～2020の実施計画:3回/年、3週間/回
g	予算(予定)	100億ドン
h	財源	国家技術の更新プログラム/科学技術省
2. 中小企業がベトナムでの製造分野における多国籍経済団体のサプライヤーになれるよう補助するプログラム		
a	概要	多国籍経済団体の生産網への参入若しくはその団体のサプライヤーになることは中小企業にとって大変なことである。中小企業は、顧客の多くの基準をクリアしなければならないので能力の劣る企業はなかなかできない。
b	目標	中小企業と大手の団体とのつながりを効率化する。 300社がプログラムに参加し、その中の100社がサプライヤーになることを目指す。
c	対象	定めた規模及びレベルに達した各生産分野における中小企業
d	主な活動	中小企業の能力を評価する。 上級のサプライヤー若しくは多国籍団体とのつながりを構築する。 中小企業が各基準をクリアできるようコンサルティング及び技術の補助を行う。 その他の相談。
d	主導及び協力機関	商工省、計画投資省
e	時期	2013～2020
g	予算(予定)	500億ドン
h	財源	中小企業育成の補助予算/計画投資省 多国籍の経済団体からの補助
3. 中小企業が生産管理システムを運用できるようにする補助プログラム		
a	概要	生産管理システムの運用は裾野産業にとって必要であり、大手団体のサプライヤーになる評価基準の一つとなる。外部の専門家によるサポートがなければ中小企業がそれを実施することは難しい。
b	目標	裾野産業分野における中小企業が生産管理システムを運用できるよう補助し、相談に乗る。 200社が生産管理システムを運用できるようにすることを目標とする。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

c	対象	定めた規模及びレベルに達した各生産分野における中小企業。
d	主な活動	中小企業の評価を行う。 中小企業が生産管理システムを運用できるようにコンサルティング及び技術補助を行う。 その他の相談。 品質評価を行い認定する。
d	主導及び協力機関	商工省、科学技術省(品質認定事務所)
e	時期	2013～2020
g	予算(予定)	500 億ドン
h	財源	品質・能率プログラム/科学技術省
4. 裾野産業分野における中小企業に対する人材育成の補助プログラム		
a	概要	裾野産業の生産の人材力は中小企業の最重要課題である。裾野産業の人材は高度な技術者であり、近代かつ最新機器を扱う能力と高い生産意識をもつ者である。
b	目標	裾野産業分野における中小企業の技術者の育成を目標とし、裾野産業のための高度技術者を5万人育成する。
c	対象	商工省の高等学校、職業訓練学校
d	主な活動	裾野産業分野に従事する5万人の高度技術者の育成にかかる費用を援助する。 裾野産業に対する一部の学校で高度な教育プログラムを行う。 地域における技術者を必要とする企業との連携を構築する。
d	主導及び協力機関	商工省、労働傷病兵社会省
e	時期	2013～2015、2016～2020
g	予算(予定)	500 億ドン
h	財源	ODA 資金 多国籍の経済団体からの補助
5. 裾野産業に関するデータベースの作成及びウェブサイトを開設するプログラム		
a	概要	ベトナム国内の裾野産業の生産能力に関する情報の不足は、組立業者の国内調達機会を検索する上で最大の障害となっている。裾野産業の需要、生産能力に関する情報の収集は裾野産業及び中小企業の育成政策の制定に役立つ。
b	目標	裾野産業における中小企業に関するデータベースを作成し、2020年まで情

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

		報を常時更新する。
c	対象	サプライヤーを含む裾野産業の製品を生産する企業(主に中小企業)、組立業者。
d	主な活動	企業調査及びデータベースの作成に掛かる初期コスト、ウェブサイトの開設及び維持管理に掛かるコスト、情報更新に掛かるコスト
d	主導及び協力機関	商工省、科学技術省
e	時期	2013～2015、2016～2020
g	予算(予定)	200 億ドン
h	財源	国家技術の更新プログラム/科学技術省